

PCR検査に対する手当、労使確認が覆り抗議 謝罪後、現場に報いる対応策示される

PCR検査等に対し、衛生検査作業手当に替わり、感染症防疫作業手当の特例措置(日額3,000円)が対象となることを当局と確認した後、「対象とすることは困難」とされたため、組合本部は5/27、病院局への抗議を行い、PCR検査を行っている加古川医療C分会への謝罪と、現場の苦勞に報いる対応を求め、この度、「2020(R2).2.1から5.21までの間のPCR検査業務に限り、衛生検査作業手当ではなく、感染症防疫作業手当の特例措置を適用する」との内容が示されました。十分な内容ではありませんが、総務省通知や県としての検査業務にかかる特殊勤務手当の取扱いがある中での病院局の努力と受け止め、労使関係の信頼回復に向けた姿勢を確認し本部として了解しました。不十分な点は、引き続き、人員・職場要求交渉で求めています。



病院局に抗議する県病労三役



加古川医療C分会に謝罪する病院局

●病院局への抗議 (5/27)

本部) 労使で確認したことをすぐに覆すのは、労使の信頼関係にかかわる問題。PCR検査に対する感染症防疫作業手当の特例措置は、現場の苦勞に報いる判断をしてもらえたと思っていただけに残念だ。

当局) 組合からの要請を踏まえ、できる限りの対応をしたいとの思いで、特例措置の適用が可能と解釈したことが、かえってこのような混乱を招くことになってしまい申し訳ない。(※1)

本部) 特例措置の対象にならないとのことだが、何か可能な対応を考えてもらいたい。

●加古川医療C分会に対する病院局の謝罪 (5/28)

当局) (※1)と同様

分会) 理解できない。ICUの患者は、2週間経っても陽性で、その患者の喀痰検査を行っており、非常に危険。血液も実際はあまりウイルスが入っていないことが分かってきたが、咽頭から採取したものは危険。

未知のウイルスなので、正直、触りたくないというのが本音だが、入ってきた検査は絶対やると、

使命感でやってきた。

お金が欲しくて言っているわけではないが、手当が出ると聞いたときは、危険に晒されながらやってきたことが認められたと思った。それだけに、残念だ。

分会) 謝罪するからには、形に表して欲しい。

当局) 患者の急増により体制が整わない中、緊急的に実施した業務に着目し、何かできることはないか考えたい。

当局の示した対応

1) 県内において新型コロナウイルス感染症患者等が急増し、業務手順等が十分に整わない中、感染リスクが非常に高い状況下において、通常行わない検査業務を急遽実施したケースについては、感染リスクと業務の緊急性を勘案し、期間を限り、感染症防疫作業手当の特例措置を適用する。

2) 適用時期

2020(令和2)年2月1日から5月21日までの間の検体検査業務※は、衛生検査作業手当ではなく、感染症防疫作業手当の特例措置を適用する。

※総務省通知に基づき「平常時には想定されない緊急業務」を対象とすることとし、新型コロナウイルス対応として通常行わないPCR検査を実施した場合に限定。

※その他検査業務に係る手当の取扱い

①衛生検査作業手当の対象となる「検査業務」の業務の範囲
新型コロナウイルス感染症患者等の入院する病棟等の区域とは別の区域において実施する消毒作業等の検査前の作業については、検査業務の一環のものとして取り扱う。

②患者に直接接触する検査業務に係る手当の取扱い

新型コロナウイルス感染症患者等に対する採血、生理検査等については、感染症防疫作業手当の特例措置を適用する。

〈やりとり〉

組合) 当局から謝罪はあったものの、労使で確認した事がすぐに覆ったという事実は消えず、命の危険を感じながら対応してきた現場の落胆は計り知れない。それは、「現場の苦労が認められたと思っていただけに残念だ」との声に集約されている。

今回示された内容が、現場の苦労に報いる当局としての最大限の誠意なのか。

当局) 総務省通知の内容や国及び本県における特殊勤務手当の取扱いを踏まえると、新型コロナウイルス感染症患者等とは別空間で実施する検体検査を感染症防疫作業手当の特例措置の対象とすることは困難であると、判断を見直すことに至った。

このことについては、大変申し訳なく思っており、皆さん方の苦労に報いるべく何かできることはないか検討を重ねた結果、患者等の急増に伴い、この間の勤務環境は極めて厳しいものであったことを勘案し、特例措置を適用することとした。

このたびお示しした内容が取り得る最大限の対応であり、ご理解いただきたい。

組合) 適用期間の終期が5月21日となっているが、その根拠は何か。

当局) 適用期間については、業務手順等が十分に整わない中、緊急的な業務に従事したことなど、勤務環境の特殊性を対外的に説明できる期間として、兵庫県が緊急事態宣言の対象区域から解除された日までとした。

組合) 感染症防疫作業手当の特例措置の適用が、PCR検査に限定されたのは何故か。

当局) 特例適用の対象は、総務省通知に基づき「感染のリスクに加え、平常時には想定されない業務」に従事した場合とせざるを得ないことから、これに該当する検体検査はPCR検査であると判断した。

組合) 現場からは「2週間経っても重症患者は陽性で、その患者の喀痰検査は通常の検査とは異なる」と訴えられているが、感染リスクは高く、特例措置の適用が可能ではないのか。

当局) 感染リスクを抱えながら業務に従事していたことは十分認識しているが、総務省通知では「平常時には想定されない業務」が適用要件になっていることから、対象とすることは困難であると考えている。

組合) 感染リスクを考慮すれば、PCR検査以外にも特例措置の適用が可能と思える業務もある。引き続き、人員・職場要求交渉等で求めていく。

組合) 衛生検査作業手当の対象となる「検査業務」の業務の範囲について、新型コロナウイルス感染症患者等の入院する病棟等の区域とは別の区域において実施する消毒作業等の検査前の作業については、検査業務の一環のものとして取り扱う、となっているが、消毒作業等は感染リスクは低い、ということか。

当局) 検体の入った容器の外側にウイルスが付着している可能性があることは否定できないが、付着範囲は限定的であり、感染リスクが広範囲に及ぶ病室等において実施する同種の作業とはそのリスクに差があると評価せざるを得ないと考えている。

また、検査前に行う消毒作業のみをもって、特殊勤務手当の対象となる一業務とみなすことは適当でないと考えている。

組合) 患者に直接接触する検査業務(採血、生理検査等)は、特例措置が適用されるとの取扱いは、従来どおりということによい。

当局) はい。取扱いに変更はないが、問い合わせが複数あったため、このたび通知することとした。

組合) この間の対応と現場に混乱を招いた責任は当局にある。今回示された内容については、当局として責任を持ち、現場に説明するとともに、現場からの疑問等に対しても丁寧に対応してもらいたい。

当局) 丁寧な対応に努める。

組合) 何か問題が生じた場合は、丁寧に対応してもらいたい。

当局) 丁寧な対応に努める。

組合) 繰り返しになるが、今回の件は、「感染リスクのもとで検査業務に従事している現場の苦労が評価された」と喜んだ矢先のことだけに落胆も大きい。当局が現場で働く者から信頼を失えば、安全・安心な医療提供体制への影響が出るものと考ええる。これから、より良い労使関係を築いていくためにも、改めて当局の姿勢を確認したい。

当局) このたびの新型コロナウイルス感染症患者対応は、現場の皆さんの努力があって乗り越えられたものである。病院局としても、引き続き、現場の業務が円滑に遂行できるよう尽力していくこと、またそのためには、良好な労使関係を築くことが重要であることの認識に変わりはない。今後とも、当局としての役割と責任を果たしていきたい。